

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

久御山町では、昭和 58 年度に下水道事業に着手し、下水道施設整備に関しては事業計画に対して概成している。築年数の経過に伴う施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画を策定して、公共用水域の水質の保全と衛生的で快適な生活環境の確保を目的に、国庫補助制度を活用し計画的に改築・修繕事業を進めていくところである。

そのような中、国の財政制度等審議会において、下水道事業について、受益者負担の観点から汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされた。

近年、節水型社会の定着や人口減少等による水需要の減少により、財政状況は厳しさを増しており、今後、老朽化した下水道施設への改築に係る国庫補助が削減または廃止されることとなると著しく高額な下水道使用料を設定せざるを得なくなり、住民生活に重大な影響を及ぼす極めて深刻な状況と受け止めている。

下水道は、高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法にも国の責務が明記されている。また、国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道を支える国の責務は施設の新築・改築によって変わるものではない。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり住民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築にかかる国庫補助金を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 6 日

京都府久世郡久御山町議会